

(別添)

障害に係る認定基準

障害の区分	留意事項
視覚	矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡、コンタクトレンズ又は眼内レンズによって得られた視力をいう。
聴覚	聴力の測定は、補聴器を装着しない状態で行うものとする。
平衡機能	平衡機能に著しい障害を有するものとは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立・立位保持が不能又は開眼で直線を歩行中に 10 メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいう。
咀嚼又は言語の機能	(1) 咀嚼の機能の喪失とは、重症筋無力症、延髄機能障害、咽頭の欠損等の疾患により、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)以外に方法の無いものをいう。 (2) 言語の機能の喪失とは、4 種の語音のうち 3 種以上が発音不能又は極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないものをいう。なお、4 種の語音とは、次に掲げるものをいう。 ア 口唇音(ま行音、ぱ行音、ば行音等) イ 歯音、歯茎音(さ行、た行、ら行等) ウ 歯茎硬口蓋音(しゃ、ちゃ、じゃ等) エ 軟口蓋音(か行音、が行音等) (3) 咀嚼の機能の著しい障害とは、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある状態をいう。 (4) 言語の機能の著しい障害とは、4 種の子音のうち 2 種の発音不能のものをいう。
精神	精神の著しい障害とは、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分(感情)障害(以下「そううつ病」という。)、症状性を含む器質性精神障害、てんかんを発症したことにより、特に軽易な労務以外の労務に服することができないものをいう。

神経系統の機能	神経系統の機能の著しい障害とは、脳の器質障害、四肢その他の神経の損傷によって生じる灼熱痛、脳神経及び脊髄神経の外傷その他の原因による神経痛等により、特に軽易な労務以外の労務に服することができないものをいう。
胸腹部臓器の機能	胸腹部臓器の機能の著しい障害とは、呼吸器疾患（肺結核、じん肺、呼吸不全）、心疾患（弁疾患、心筋梗塞、狭心症等）、腎疾患（慢性腎不全、慢性腎炎、腎硬化症等）、肝疾患（肝硬変及びそれに付随する肝臓等）、血液・造血器疾患（白血病、悪性リンパ腫等）、代謝疾患（糖尿病等）、悪性新生物、高血圧症その他の疾患により、以下の(1)又は(2)の状態にあるものをいう。 (1) 歩行や身の周りのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが日中の50%以上は起居している状態 (2) 身の周りのある程度することはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能な状態
肢体不自由	(1) 上肢の全部の喪失とは、肘関節以上で欠損したものをいう。 (2) 上肢の一部の喪失とは、手関節以上で欠損したものをいう。 (3) 下肢の全部の喪失とは、膝関節以上で欠損したものをいう。 (4) 下肢の一部の喪失とは、足関節以上で欠損したものをいう。 (5) 上肢の用を全廃したものとは、三大関節（肩、肘、腕）の全てが完全硬直したもの、またこれに近い状態となったものをいう。 (6) 下肢の用を全廃したものとは、三大関節（また、ひざ、足）の全てが完全硬直したもの、またこれに近い状態となったものをいう。 (7) 上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものとは、二関節が不良肢位で硬直しているもの、関節の他動可動域が健側の他動可動域の2分の1に制限されているもの又は筋力が著減しているものをいう。 (8) 手指の全部の喪失とは、指の基部から欠くものをいう。 (9) 手指の一部の喪失とは、指の関節（母指以外の指については、第2関節）以上で欠くものをいう。 (10) 足指の全部の喪失とは、指の基部から欠くものをいう。 (11) 足指の一部の喪失とは、指の関節（母指以外の指については、第2関節）以上で欠くものをいう。

	(12) 手指の用を廃したものとは、母指の末節骨の2分の1（その他の指については第1関節）以上で欠くもの又は指の関節（母指以外の指については第2関節）に著しい運動障害（可動域が2分の1以下に制限されたもの）を残すものをいう。 (13) 足指の用を廃したものとは、母指の末節骨の2分の1（その他の指は第1関節）以上で欠くもの又は指の関節（母指以外の指については第2関節）に著しい運動障害（可動域が2分の1以下に制限されたもの）を残すものをいう。 (14) 下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものとは、関節の可動域が2分の1以下に制限されたものをいう。 (15) 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すものとは、次に掲げるものをいう。 ア 上腕骨又は橈骨及び尺骨に偽関節を残すもの イ 大腿骨又は脛骨に偽関節を残すもの (16) 体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有するものとは、次に掲げるものをいう。 ア 腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの イ 臥位又は坐位から自力のみで立ち上れず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることができる程度のもの ウ 室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けを借りる必要がある程度のもの (17) 脊柱の機能に著しい障害を残すものとは、脊柱の可動域が2分の1以下に制限されたものをいう。						
身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が上記に掲げるものと同程度以上と認められるもの	上記に掲げるものより軽度の障害が重複することとなった場合には、以下に掲げる事項に留意して認定を行うものとする。 (1) 認定の対象とする障害は、以下の表 A、表 B 又は表 C によるものとし、認定を行うことができる組み合わせは表 D のとおりとする。 表 A <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>障害の程度</th></tr> <tr> <td>1</td><td>一眼の視力が 0.02 以下に減じたもの</td></tr> <tr> <td>2</td><td>脊柱の機能に障害を残すもの</td></tr> </table>	区分	障害の程度	1	一眼の視力が 0.02 以下に減じたもの	2	脊柱の機能に障害を残すもの
区分	障害の程度						
1	一眼の視力が 0.02 以下に減じたもの						
2	脊柱の機能に障害を残すもの						

3	一上肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
4	一下肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
5	一下肢が5センチメートル以上短縮したもの
6	一手の母指を第1関節で欠き、かつ、示指以外の1指を第2関節以上で欠くもの
7	一下肢の5指を基部から欠くもの
8	精神又は神経系統に労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

表 B

区分	障害の程度
1	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
2	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
3	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの
4	一耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
5	一手の母指を第1関節以上で欠くもの
6	一手の母指の用を全く廃したもの
7	一手の示指を併せた2指を関節以上で欠くもの
8	一手の母指及び示指以外の3指を第2関節以上で欠くもの
9	一手の母指を併せ2指の用を廃したもの
10	一下肢の第1指を併せ2以上の指を基部から欠くもの
11	一下肢の5指の用を廃したもの

表 C

区分	障害の程度
1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
2	両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
3	一耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの
4	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
5	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
6	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
7	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
8	長管状骨に著しい転位変形を残すもの

9	一手の示指を第2関節以上で欠くもの
10	一手の母指及び示指以外の2指を第2関節以上で欠くもの
11	一手の母指の用を廃したもの
12	一手の示指を併せた2指の用を廃したもの
13	一手の母指及び示指以外の3指の用を廃したもの
14	一下肢の第1指又は他の4指を基部から欠くもの

表 D

	A	B	C
A	○	○	○
B	○	○	×
C	○	×	×

○：障害の重複による認定を行うことが可能

×：障害の重複による認定を行うことができない

(2) 表 D において、○とされている場合においても、告示の一の(一)から(八)までの各障害と均衡を失することのないよう留意すること。

老衰により農業に従事する能力が著しく阻害されているもの

上記の障害のいずれにも該当しない場合であって、主として加齢に伴い、心身の全般にわたってその機能が衰えたことにより常時又は随時介護が必要な状態をいい、原則として75歳を超えている者を認定の対象とすること。